

実務研究

日本税務会計学会
平成21年9月 月次研究会



川島 雅[神田]

非上場株式等の納税猶予制度における担保提供

はじめに

非上場株式等の納税猶予制度を適用する場合において、担保として提供する財産は、原則として納税猶予に係る本税の額と利子税の額に相当する金額に見合う財産でなければならないとされている。

この場合、担保額を算定するに当たっての猶予期間中の利子税の額は、相続税の場合は申告期限における経営承継相続人等の平均余命年数（所令82の3関係の別表（余命年数表））、贈与税の場合は贈与者の平均余命年数を納税猶予期間として計算した金額とされている。そのため、経営承継相続人等や贈与者の年齢が低いほど利子税の額が多額になり、提供する担保財産がないために納税猶予制度を適用することができなかつ

し、制度をより使いやすくするために、非上場株式等の納税猶予制度においては、担保の提供に関していわゆる「みなす充足」という特例を設けている。

そこで、本稿ではこの特例の内容および適用に当たっての留意点について述べていくこととする。

※ 延納特例基準割合が年7・3%未満の場合は、「特例割合」が適用されることになるので、日本銀行の商業手形の基準割引率が0・3%（平成22年2月現在）の場合の特例割合は2・1%となる。

1、担保提供財産

担保として提供する財産は、原則として担保金額に見合う国税通則法50条に掲げる国債及び地方債、社債、土地、建物などを担保として提供することとされているが、非上場株式等の納税猶予制度の場合は、特例（受贈）非上場株式等の全部を担保に提供することにより担保提供に関する特例の適用を受けられることになっている。

この特例は、当初から特例（受贈）非上場株式等の全部を担保に提供した場合

いるため納税猶予の特例を受けることができないという問題が生じることがなく、また特例（受贈）非上場株式等の担保価値が下落し担保額に不足が生じた場合でも、納税猶予期間中に追加担保を差し入れる必要がないというのが最大のメリットである。また、譲渡

2、「みなす充足」適用上の留意点

「みなす充足」は、非上場株式等の納税猶予制度の適用に際し、当初から適用する場合に限って適用される制度である。

したがって、適用当初に特例（受贈）非上場株式等以外の財産を担保に供した場合は、その後、担保財産の変更を行うことにより特例（受贈）非上場株式等のすべてを担保に供したとしても「みなす充足」の適用を受けられないこととされている。

「みなす充足」の取り扱いは、納税猶予期間中において、適用要件として必要な担保額が満たされているかどうかの判定に関する取り扱いである。そのため、納税猶予が確定した後や申請による納税猶予税額の免除後においては、「みなす充足」の取り扱いはないことに留意しなければならない。つまり、納税猶予確定後、

制限付きの非上場株式等を担保として差し入れる場合、譲渡制限を解除するのが原則であるが、「みなす充足」を適用した場合は、譲渡制限が付されたまま担保として提供することもメ리트の1つと考えられる。（措通70の7・32）

「みなす充足」は、非上場株式等のすべてを担保に供したとしても「みなす充足」の適用を受けることはできないこととされている。（措通70の7・31）

ただし、担保として提供された特例（受贈）非上場株式等にかかる認定（贈与）承継会社が合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社になった場合、組織変更した場合、株式の併合または分割があった場合、会社法185条（株式無償割当）に規定する株式無償割当をした場合、名称変更があったことその他の事由により担保として提供された株式の差し替えの手續が必要になった場合には、一定の手續を行うことにより「みなす充足」を引き続き適用することができることとされている。（措令40の8の③）

3、納税猶予の確定と「みなす充足」

「みなす充足」の取り扱いは、納税猶予期間中において、適用要件として必要な担保額が満たされているかどうかの判定に関する取り扱いである。そのため、納税猶予が確定した後や申請による納税猶予税額の免除後においては、「みなす充足」の取り扱いはないことに留意しなければならない。つまり、納税猶予確定後、

株式等にかかる認定（贈与）承継会社が合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社になった場合、組織変更した場合、株式の併合または分割があった場合、会社法185条（株式無償割当）に規定する株式無償割当をした場合、名称変更があったことその他の事由により担保として提供された株式の差し替えの手續が必要になった場合には、一定の手續を行うことにより「みなす充足」を引き続き適用することができることとされている。（措令40の8の③）

外の人の一括譲渡した場合、猶予中の税額からその株式等の時価に相当する金額（時価に相当する金額より実際の譲渡対価の額が多い場合は、実際の譲渡対価の額）を控除した金額が申請により免除されることになる。しかし、譲渡日以前5年以内に経営承継相続人等および経営承継相続人等と生計を一にする者が支払いを受けた利益の配当等の額や過大な役員報酬に相当する金額については免除されないこととなっている。そのため、認定（贈与）承継会社の株式等の価値が著しく下落しているにもかかわらず、譲渡日以前5年以内に高額な利益の配当等や過大な役員報酬を支給しているような場合は、担保として提供されていた特例（受贈）非上場株式等を処分したところ、予税額に相当する金額を支払えないことも考えられる。このような場合は、猶予期間中に「みなす充足」の適用を受けていたとしても、納税者の他の財産に対して滞納処分が実行されることになる。例えば、経営承継相続人（受贈者）等がその認定（贈与）承継会社の株式等の全部を特別の関係がある者以外

の1人の者に一括譲渡した場合、猶予中の税額からその株式等の時価に相当する金額（時価に相当する金額より実際の譲渡対価の額が多い場合は、実際の譲渡対価の額）を控除した金額が申請により免除されることになる。しかし、譲渡日以前5年以内に経営承継相続人等および経営承継相続人等と生計を一にする者が支払いを受けた利益の配当等の額や過大な役員報酬に相当する金額については免除されないこととなっている。そのため、認定（贈与）承継会社の株式等の価値が著しく下落しているにもかかわらず、譲渡日以前5年以内に高額な利益の配当等や過大な役員報酬を支給しているような場合は、担保として提供されていた特例（受贈）非上場株式等を処分したところ、予税額に相当する金額を支払えないことも考えられる。このような場合は、猶予期間中に「みなす充足」の適用を受けていたとしても、納税者の他の財産に対して滞納処分が実行されることになる。例えば、経営承継相続人（受贈者）等がその認定（贈与）承継会社の株式等の全部を特別の関係がある者以外